

令和7年5月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年5月26日(月) 午後3時00分～午後4時00分

2.開催場所 三芳町役場 201 会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第78号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第79号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

報告第69号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第70号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第71号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

報告第72号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	主 幹	江田 直也	主 事	三浦 涼太
主 事	石原 柊				

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に清水高広委員、塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第78号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第79号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
報告第69号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第70号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第71号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第72号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和7年5月26日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第78号番号1及び番号2について、〇〇〇〇が関係者となりますので一時退席をお願いいたします。

それでは議案第78号番号1及び番号2について、借人が同一のため一括で、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。1ページをご覧ください。
議案第78号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。
町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は3,240㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和7年8月1日から令和13年7月31日までの6年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。
借人の説明の前に番号2についてご説明いたします。

再度1ページをご覧ください。番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、4ページから5ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は2,050㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人及び借人は番号1と同一のため省略いたします。
権利の始期と終期ですが、
令和7年8月1日から令和17年7月31日までの10年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機5台、トラクター2台、トラック2台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め4名となっています。主たる経営作
作物は、かぶ、小松菜、にんじん、大根、となります。
農作業従事日数については、申請者は320日で他に1名が満たしています。
また、〇〇〇〇さんは、19,541㎡の農地を現在経営されております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 こちらは借人が以前の制度の時から借りている農地であり、期限満了に伴い新規
で中間管理機構を通して借りる案件となっております。番号1につきましては、綺
麗に耕耘されており、現在はさといもが作付けされておりました。また番号2につ
きましては、玉ねぎを収穫し終えたところで、少しマルチが残っており、その周り
は綺麗に耕耘されておりました。借人は真面目に農業に取り組まれている方です
ので、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会長 議案第78号番号1及び番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので議案第78号番号1及び番号2は意見無しとします。

議案第78号番号1及び番号2について議決されました。〇〇〇〇に席の方にお戻
りいただきます。事務局よりお伝えください。

議案第78号番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをご覧ください。番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。

所在につきましては、7ページから9ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇は農振地域、他2筆は農振農用地となります。

面積は上から1,755㎡、1,379㎡、208㎡の合計3,342㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人及び転貸人は番号2と同一のため省略いたします。

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和7年8月1日から令和17年7月31日までの10年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕耘機3台、トラクター3台、トラック3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、かぶ、ほうれん草、さといも、ねぎ、大根、人参となります。

農作業従事日数については、申請者は280日で満たしています。

また、〇〇〇〇さんは、12,108㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 現地確認をしたところ、〇〇〇〇の農地については、とうもろこしが作付けされておりました。また〇〇〇〇の農地につきましては、作付けされておりましたが、耕耘管理されており、草等は生えておりませんでした。〇〇〇〇の農地につきましては、直売用の野菜が作付けられており、日々管理されている状態でした。他の農地も綺麗に管理されている方ですので問題ないと思われます。慎重審議お願いいたします。

会長 議案第78号番号3について何か意見ございませんか。

1番委員 〇〇〇〇の農地にはどのようにして出入りをするのでしょうか。

9番委員 借人が隣の農地を所有しておりますので、出入り可能となります。

1番委員 わかりました。そうすると今まで所有者はどのようにして管理されていたのでしょうか。

事務局 こちらの案件も旧制度の時から借人に利用権設定がされておりました。

1番委員 分かりました。

会長 他に意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、議案第78号番号3は意見無しとします。

議案第79号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページをご覧ください。

議案第79号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

番号1につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、11ページから12ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となっております。

面積は上から29㎡、916㎡の計945㎡となっております。

譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は1,131㎡、

譲受人の経営面積は24,678㎡

となります。続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、トラクター2台、耕耘機7台、トラック4台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め5名と記載されております。

主たる経営作物は、ほうれん草、人参、さといもとなっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと申請者含め4名が満たしております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員

現地は綺麗に管理されており、草も無い状態でした。また譲受人に話を伺ったところ、申請地においては、枝豆、ほうれん草、水菜などを作付けする計画とのことでした。また譲受人は所有農地について、全て綺麗に管理されている方ですので、問題ないと思われます。慎重審議をお願いいたします。

会長

議案第79号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。

これよりは報告案件となりますが、報告第70号番号2につきまして〇〇〇〇が関係者となりますので報告第70号番号1までの報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局よりご報告いたします。13ページをご覧ください。
報告第69号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となっております。
所在につきましては、14ページから25ページまでの案内図、公図の写し、分筆予定図、求積図、配置図、計画図、平面図、立面図、断面図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積は上から1,648㎡、555㎡のうち449㎡、1,700㎡のうち1,510㎡の計3,607㎡となっております。
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、有料老人ホームとして受理済みです。

26ページをご覧ください。
報告第70号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は4,668㎡のうち71.12㎡となっております。
所在等につきましては、27ページから30ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、立面図をご覧ください。
届出人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、農機具置場として受理済みです。
報告第70号番号1までにつきましては以上です。

会長

報告第70号番号2につきましては〇〇〇〇が関係者になりますので、一時退席をお願いいたします。

それでは報告70号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

再度26ページをご覧ください。
報告第70号番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆で、面積は上から1,865㎡のうち54.50㎡、2,137㎡のうち140.32㎡の計194.82㎡となっております。
所在等につきましては、31ページから36ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、立面図をご覧ください。
届出人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、農業用資材置場、堆肥場として受理済みです。
報告第70号番号2については以上です。

会長

報告第70号番号2について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

それでは、報告第72号番号2について〇〇〇〇が関係者となりますので、報告第72号番号1までの報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

37ページをご覧ください。

報告第71号番号1は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

今回は、〇〇〇〇より報告を受けました。

農地法第6条の2では現況の農地が適切に管理されているかの確認と業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数の確認が必要となります。

現況の農地に関しては、事務局が現地を目視して適切に管理されていることを確認しており、業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数は、報告書の方で問題ないと確認しております。

38ページの別紙の地番一覧をご覧ください。

〇〇〇〇から〇〇〇〇までの合計13筆、合計面積 38,950 m²となっております。所在につきましては39ページから62ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振農用地となっております。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

権利の始期と終期は議案書の記載のとおりとなります。

なお、届出受理済でございます。

続きまして63ページをご覧ください。

報告第72号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和7年2月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

報告第72号番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。

所在につきましては、64ページから65ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から873m²、653m²の計1,526m²であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和7年5月1日から令和17年4月30日の10年間となります。
公告日は令和7年4月28日です。
報告第72号番号1までにつきましては以上です。

会長 報告第72号番号2につきましては〇〇〇〇が関係者になりますので、一時退席をお願いいたします。

それでは報告72号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第72号番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆となります。
所在につきましては、66ページから68ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から838㎡、2,204㎡、3,219㎡、66㎡の計6,327㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間となります。
公告日は令和7年4月28日です。
事務局からは以上です。

会長 報告第72号番号2について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 6 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 清水 高広

署名委員 塩野 智恵